

徳川秀忠領知朱印状（西角井家文書No.6001）

大宮領武蔵国足立郡

高鼻村之内、百石、上落合村内

貳百石、都合参百石事、任

去慶長九年三月十五日

先判之旨、永不可有相違之

状如件、

元和三年五月十四日 ○（朱印「秀忠」墨塗）

【読み下し】

大宮領武蔵国足立郡

高鼻村のうち百石、上落合村内

貳百石、都合参百石のこと、

去る慶長九年三月十五日の

先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるの

状、くだんのごとし